

	<p>この機器等は、特定複合観光施設区域整備法 第74条第7項の規定により、</p> <h2 style="text-align: center;">使用の継続を禁止</h2> <p>する旨の命令を受けています。</p> <p style="text-align: center;">命令発令日      年      月      日</p> <p style="text-align: center;">カジノ管理委員会</p> <p>何人もこの標章を破損し又は汚損してはならず、 また必要な措置がとられたことについてカジノ 管理委員会の確認を受ける前に取り除くと同法 第242条第6号の規定により処罰されること があります。</p>	

備考

- 1 「使用の継続を禁止」及び「カジノ管理委員会」の文字の書体は、ゴシック体とする。
- 2 色彩は、「使用の継続を禁止」の文字を黒色とする、その他の文字を白色とする。
- 3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
- 4 使用の継続を禁止する機器等の大きさにより、適宜縮小することが可能。